

## 【公費解体】申請に必要な書類一覧

不足書類があるときは、受付できませんのでご注意ください。  
個別の状況により必要書類を追加していただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## ■すべての方が必要なもの

書 類	備 考	発行場所
申請書（様式第1号）		
申請者の印鑑（実印）	押印は実印になります。	
印鑑登録証明書（原本）	発行日から3ヶ月以内のもの	町民税務課
申請者本人の身分証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転免許証など写真が付いているものであれば1種類</li> <li>・上記がなければ、健康保険証や住民票など2種類</li> </ul>	
罹災証明書（原本）	コピーを取ってお返しします。	総務課
被災家屋の状況写真（様式第2号に添付）	解体撤去する被災家屋等が特定できるように全景が写ったものをご用意ください。	
建物配置図（様式第3号）		
登記事項（建物）全部事項証明書（原本）	仙台法務局大河原支局 TEL0224-52-6053	法務局
※未登記の場合 固定資産評価証明書（原本）	役場町民税務課 TEL0224-33-3002	町民税務課

## ■共有者や抵当権者などの権利関係者がいる場合に必要なもの

書 類	備 考	発行場所
同意書（様式第4号）	権利者全員から署名・捺印（実印）をもらってください。	
権利関係者の印鑑登録証明書（原本）	発行日から3ヶ月以内のもの	各市町村

■所有者が死亡しているが、相続登記がされていない場合に必要なもの

書 類	備 考	発行場所
遺産分割協議書（原本）	コピーを取ってお返しします。	
※相続人間の協議が完了していない場合（遺産分割協議書が無い場合） 相続人全員の同意書（様式第4号）	法定相続人全員から署名・捺印（実印）をもらってください。	
法定相続人の印鑑登録証明書（原本）	発行日から3ヶ月以内のもの	各市町村
戸籍謄本または除籍謄本（原本）	所有者が死亡していることがわかる書類	各市町村
相続人全員の戸籍謄本（原本）	遺産分割協議書に記載されている方が相続人全員であることがわかる書類	各市町村

■被災家屋が賃貸物件である場合に必要なもの

書 類	備 考	発行場所
賃借人全員の同意書（様式第4号）		

■代理人の方が手続きを行う場合に必要なもの

書 類	備 考	発行場所
申請者の委任状（様式第5号）	申請者の直筆による記入と捺印（実印）が必要です。	
申請者の印鑑登録証明書	発行日から3ヶ月以内のもの	各市町村
代理人の身分証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転免許証など写真が付いているものであれば1種類</li> <li>・上記がなければ、健康保険証や住民票など2種類</li> </ul>	